

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月 1日作成)

法令名	北海道立道民の森条例
根拠条項	第7条
許認可等の種類	施設の利用の承認
法令の定め	北海道立道民の森条例 第7条 (利用の承認) 第7条 次に掲げる施設を利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。 (1) 管理棟学習室 (2) キャンプ場 (デイキャンプ場を除く。) (3) シャワー室 (4) 工芸館工作室 (5) 陶芸館工作室 (6) バンガロー (7) 宿泊棟 (8) 森林学習センター (研修室及び体育館に限る。) 2 指定管理者は、前項の承認をする場合において、道民の森の管理運営上必要があると認めるときは、同項の承認に条件を付することができる。
審査基準	北海道立道民の森条例 第8条 (承認の基準) 第8条 指定管理者は、道民の森の施設を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の承認をしてはならない。 (1) 利用の目的が道民の森の設置の目的に反するとき。 (2) 道民の森の秩序を乱すおそれがあると認められるとき。 (3) 施設等を損傷するおそれがあるとき。 (4) その他道民の森の管理運営上支障があると認められるとき。
標準処理期間	総期間 1日・ 日 (注：休園日は含まない。) 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 日・月 ()
処分担当課	石狩振興局森林室道民の森課主査 (利活用) (電話番号：0133-22-2151)
申請先	(一財) 北海道森林整備公社道民の森管理事務所 (電話番号：0133-22-3911)
問い合わせ先	同上
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月 1日作成)

法令名	北海道立道民の森条例
根拠条項	第11条第6項
許認可等の種類	利用料金の減免
法令の定め	北海道立道民の森条例 第11条第6項 (利用料金) 第11条第6項 指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金を減免することができる。
審査基準	北海道立道民の森管理規則 第4条 (利用料金の減免の基準) (別紙のとおり) 北海道立道民の森管理運営要領 第6条第1項 (利用料金の減免基準等) (別紙のとおり)
標準処理期間	総期間 1日・ 日 (注:休園日は含まない。) 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 日・月 ()
処分担当課	石狩振興局森林室道民の森課主査(利活用) (電話番号:0133-22-2151)
申請先	(一財)北海道森林整備公社道民の森管理事務所 (電話番号:0133-22-3911)
問い合わせ先	同上
備考	

北海道立道民の森管理規則（第4条－利用料金の減免の基準）

（利用料金の減免の基準）

第4条 条例第11条第6項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

（1）次に掲げる者の利用（ア及びイに規定する者にあつては、工芸館工作室、陶芸館工作室及び森林学習センター（体育館の個人利用の場合に限る。）の利用に限る。）については、利用料金を免除することができることとする。

ア 小学校の児童又は中学校若しくは中等教育学校の前期課程の生徒の引率者である教職員

イ 学校教育又は社会教育に係る学習で利用する高等学校の生徒及びこれに準ずる者

ウ 特別支援学校の児童及び生徒並びにこれらの引率者

エ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設に入所し、又は通園している少年及びその引率者

オ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその引率者

カ 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

キ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは障害者職業センターの長又は精神保健指定医により知的障害者と判定された者及びその引率者

ク 精神保健福祉センターの長、精神保健指定医又は精神科を標ぼうする医師により精神障害者（知的障害者を除く。）と判定された者及びその引率者

ケ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設に入所している者及びその引率者

コ その他知事がアからケまでに掲げる者に準ずる者と認めるもの

（2）前号に掲げるもののほか、知事が特別な理由があると認める場合は、利用料金を減免することができることとする。

北海道立道民の森管理運営要領（第6－利用料金の減免基準等）

（利用料金の減免基準等）

第6条 利用料金の減免の取扱いについては、規則第4条によるほか、次のとおりとする。

（1）規則第4条第1号関係

ア 規則第4条第1号のコに規定する「その他知事がアからケまでに掲げる者に準ずる者と認めるもの」とは次に掲げるものとする。

ただし、宿泊施設（キャンプ場含む。）、シャワー室、工芸館工作室及び陶芸館工作室の利用を除く。

（ア）道民の森が行う催事事業の参加者

（イ）道民の森を利用対象施設として登録している「森の子くらぶ」（林野庁・文部科学省連携プロジェクト）の参加者

イ 規則第4条第1項のオ、キ、クに規定する引率者は利用者1名につき1名とする。

（2）規則第4条第2号関係

規則第4条第2号に規定する「前号に掲げるもののほか、知事が特別な理由があると認める場合」は、事前の協議により知事が特別な理由があると認めた場合とする。

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月 1日作成)

法令名	北海道立道民の森管理規則
根拠条項	第5条
許認可等の種類	行為の許可
法令の定め	<p>北海道立道民の森管理規則 第5条 (行為の許可)</p> <p>第5条 道民の森において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。</p> <p>(2) 興業を行うこと。</p> <p>(3) 集会、競技会その他これらに類する催しを行うこと。</p> <p>2 知事は、前項各号に定める行為が公衆の道民の森の利用に支障を及ぼさないと認められる場合に限り、同項の許可を与えることができる。</p> <p>3 知事は、第1項の許可に道民の森の管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>4 第1項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、知事は、当該許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 許可の条件に違反したとき。</p> <p>(2) 虚偽の申請により許可を受けたとき。</p>
審査基準	<p>北海道立道民の森管理規則 第5条第2項 (行為の許可)</p> <p>第5条第2項 知事は、前項各号に定める行為が公衆の道民の森の利用に支障を及ぼさないと認められる場合に限り、同項の許可を与えることができる。</p>
標準処理期間	<p>総期間 8日・日 (注：休日は含まない。)</p> <p>経由機関 日・月 ()</p> <p>協議機関 4日・日 (指定管理者)</p> <p>処分機関 日・月 ()</p>
処分担当課	石狩振興局森林室道民の森課主査 (利活用) (電話番号：0133-22-2151)
申請先	石狩振興局森林室道民の森課主査 (利活用) (電話番号：0133-22-2151)
問い合わせ先	同上
備考	